

牧之原市子育て家族定住奨励金制度の拡充について

企画政策部情報交流課

1 子育て家族定住奨励金の概要及び状況について

「牧之原市での暮らしを全力でサポート」するため、子育て家族応援施策として「40 歳未満の夫婦又は中学生以下の子供を持つ夫婦等が新たに土地を購入し家屋を取得した場合に交付する奨励金制度」【表 1】を設けています。

なお、この制度が創設された平成 28 年度以降、延べ 96 件の家族に奨励金を支給し、そのうち市外からの移住は 17 世帯 58 名となっています。

2 子育て家族定住奨励金の効果について

昨年度、実施したアンケートによると、「この奨励金が当市に住む決め手になったか」の問いに対して 22%の方が「なった」と回答されています。

また「定住の決め手は？」等への問いでは、「実家に近い」が最も多い回答となっています。実家との近居は、世代間で助け合いながらの子育てが可能となり、子育て世代の不安の緩和や負担軽減につなげることができます。

3 子育て家族定住奨励金の課題及び要件緩和について

これらアンケート結果や市民の声を踏まえ、この制度が住民ニーズに合致するよう要件を緩和してまいります。

具体的には、「決め手は実家に近いこと」と分析されるなか「親の土地を譲り受けること」は適用外であることから、その要件を緩和し、より実効性のある制度に見直してまいります。また「市内工務店等による施工要件」は市内業者の活性化につながり、新たな波及効果が見込まれています。

これら制度改正による新たな対象者は、50 件弱と想定され、25,000 千円程の支出を見込むものです。今後も定住人口の拡大が当市にもたらす効果を十分検証し、施策の効果的・効率的な運用に組んでまいります。

4 新たな子育て家族定住奨励金の制度設計（案）について

【表 1】

補助金額の内訳		現 行	改正案
基礎額	住宅取得分+土地取得分	50 万円	
	住宅取得分		30 万円
加算額	①土地取得分		20 万円
	②中学生以下の子と同居（1人に付き）	10 万円	10 万円
	③市内業者からの自家用車購入	30 万円	30 万円
	④市内業者による住宅建築又は購入		

※改正（案）・加算額③④については、いずれか一方の加算とする。

・建て替えは除く。

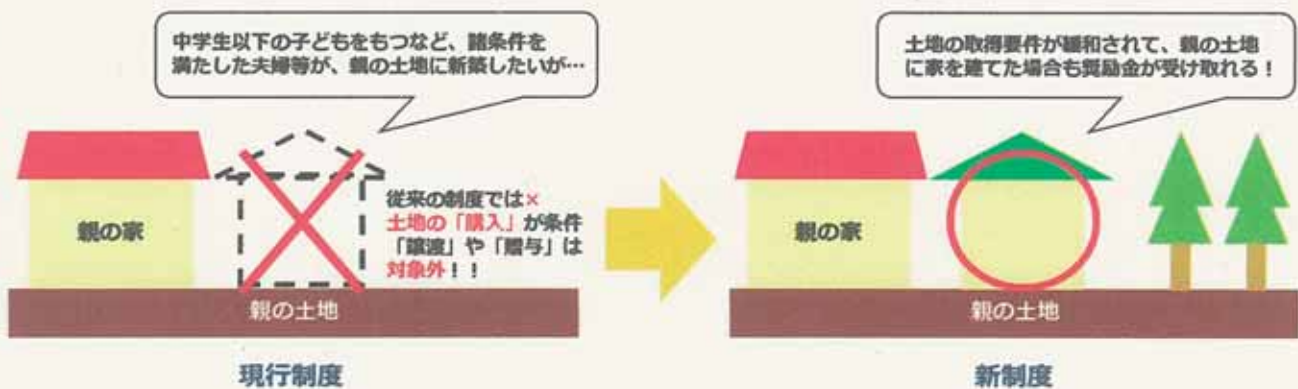
・改正制度については平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

牧之原市は「暮らしを全力でサポート」します！

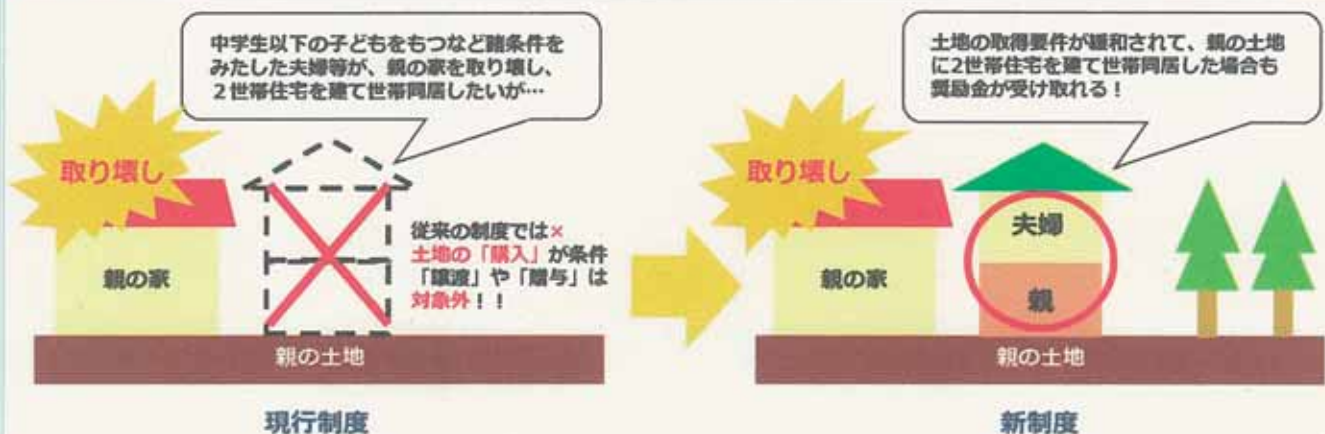
牧之原市では、子育て家族応援施策として奨励金制度を設けています。「40歳未満の夫婦または子育て家族」に交付する定住奨励金についても引き続き推進します。更に、みなさまのご要望などを反映し、平成30年4月1日からは土地取得要件を緩和するなど、より使い易い制度にリニューアルします。

たとえば…

例1 土地の取得要件が緩和され「譲渡」や「相続」でも対象になります



例2 2世帯住宅化など、世帯構成に増員があれば、建て替えも対象となります



なお、新制度における奨励金基礎額は30万円となり、申請内容により加算措置があります。そのほか、奨励金の交付には諸条件がございますので、詳細は情報交流課までお問い合わせください。

牧之原市 企画政策部 情報交流課
担当：河原、森
☎：0548-23-0040